

秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年七月十三日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五十号

秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録等）</p> <p>第十三条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（条例第十六条第一項に規定する書面をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る同条第一項に規定する電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 地域活動支援センター及びその職員は、条例第十六条第二項に規定する説明等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をし、書面に代えて、同項に規定する電磁的方法によることができる。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。